

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【公表番号】特表2013-533287(P2013-533287A)

【公表日】平成25年8月22日(2013.8.22)

【年通号数】公開・登録公報2013-045

【出願番号】特願2013-521949(P2013-521949)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/135 (2006.01)

C 0 7 C 211/42 (2006.01)

A 6 1 P 25/02 (2006.01)

A 6 1 P 25/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/135

C 0 7 C 211/42

A 6 1 P 25/02 101

A 6 1 P 25/16

【手続補正書】

【提出日】平成26年9月1日(2014.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

嗅覚機能不全を患っている対象における嗅覚機能不全の症状を処置する薬剤の製造における、所定量のR(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用であって、前記R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩は前記対象に定期的に投与されるものである、R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項2】

前記対象が非パーキンソン病の対象である、請求項1に記載の使用。

【請求項3】

嗅覚機能不全を患っている非パーキンソン病の対象における嗅覚機能不全の進行の速度を低減するための薬剤の製造における、所定量のR(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用であって、前記R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩は前記対象に定期的に投与されるものである、R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項4】

非パーキンソン病の対象における嗅覚機能の喪失を阻止するための薬剤の製造における所定量のR(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用であって、前記R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩は前記対象に定期的に投与されるものである、R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の使用。

【請求項5】

R(+)-N-プロパルギル-1-アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその

塩の量が1日あたり0.01mg～5mgである、請求項1～4のいずれか一項に記載の使用。

【請求項6】

R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が1日あたり0.5mgである、請求項5に記載の使用。

【請求項7】

R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が1日あたり2mgである、請求項5に記載の使用。

【請求項8】

R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が1日あたり1mgである、請求項5に記載の使用。

【請求項9】

R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンが遊離塩基の形態で投与される、請求項1～8のいずれか一項に記載の使用。

【請求項10】

前記R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンの薬学的に許容される塩が、エシレート、メシレート、硫酸塩、クエン酸塩、または酒石酸塩である、請求項1～8のいずれか一項に記載の使用。

【請求項11】

前記薬学的に許容される塩がメシレート塩である、請求項10に記載の使用。

【請求項12】

前記薬学的に許容される塩がクエン酸塩である、請求項10に記載の使用。

【請求項13】

前記嗅覚機能不全が、嗅覚脱失、部分的嗅覚脱失、嗅覚減退、嗅覚過敏、嗅覚異常、異嗅症、および嗅覚認知不能からなる群から選択される、請求項1～12のいずれか一項に記載の使用。

【請求項14】

前記R(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の量が、経口、非経口、直腸、または経皮製剤において調合される、請求項1～13のいずれか一項に記載の使用。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

以下に、当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[1] 嗅覚機能不全を患っている対象における嗅覚機能不全の症状を処置する方法であって、

a) 対象が嗅覚機能不全を患っていると確認すること、および

b) そのように確認された前記対象に、前記対象を処置するのに有効な量のR(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩を定期的に投与することを含む方法。

[2] 前記対象が非パーキンソン病の対象である、[1]に記載の方法。

[3] 嗅覚機能不全を患っている非パーキンソン病の対象における嗅覚機能不全の進行の速度を低減する方法であって、前記非パーキンソン病の対象における嗅覚機能不全の進行の速度を低減するのに有効な量のR(+) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩を前記対象に定期的に投与することを含む方法。

[4] 非パーキンソン病の対象における嗅覚機能の喪失を阻止する方法であって、前記非パーキンソン病の対象における嗅覚機能の喪失を阻止するのに有効な量のR(+) - N

- プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩を前記対象に定期的に投与することを含む方法。

[ 5 ] R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が 1 日あたり 0 . 0 1 m g ~ 5 m g である、 [ 1 ] ~ [ 4 ] のいずれか一項に記載の方法。

[ 6 ] R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が 1 日あたり 0 . 5 m g である、 [ 5 ] に記載の方法。

[ 7 ] R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が 1 日あたり 2 m g である、 [ 5 ] に記載の方法。

[ 8 ] R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは前記薬学的に許容されるその塩の量が 1 日あたり 1 m g である、 [ 5 ] に記載の方法。

[ 9 ] R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンが遊離塩基の形態で投与される、 [ 1 ] ~ [ 8 ] のいずれか一項に記載の方法。

[ 10 ] 前記 R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンの薬学的に許容される塩が、エシレート、メシレート、硫酸塩、クエン酸塩、または酒石酸塩である、 [ 1 ] ~ [ 8 ] のいずれか一項に記載の方法。

[ 11 ] 前記薬学的に許容される塩がメシレート塩である、 [ 10 ] に記載の方法。

[ 12 ] 前記薬学的に許容される塩がクエン酸塩である、 [ 10 ] に記載の方法。

[ 13 ] 前記嗅覚機能不全が、嗅覚脱失、部分的嗅覚脱失、嗅覚減退、嗅覚過敏、嗅覚異常、異嗅症、および嗅覚認知不能からなる群から選択される、 [ 1 ] ~ [ 12 ] のいずれか一項に記載の方法。

[ 14 ] 前記 R ( + ) - N - プロパルギル - 1 - アミノインダンまたは薬学的に許容されるその塩の量が、経口、非経口、直腸、または経皮製剤において調合される、 [ 1 ] ~ [ 13 ] のいずれか一項に記載の方法。

参考文献 1 . Grand Rounds Presentation, UTMB, Dept. of Otolaryngology, "Olfactory Dysfunction and Disorders", <http://www.utmb.edu/otoref/grnds/Olfactory-2003-1126/Olfactory-2003-1126.htm>. 2 . Fleming SM, Tetreault NA, Mulligan CK, Huston CB, Masliah E, Chesselet MF., "Olfactory deficits in mice overexpressing human wildtype alpha-synuclein", Eur J Neurosci. 2008 Jul;28(2):247-56.